

経営相談 Q & A

中小企業等経営強化法について

Q

当社は、サービス業を営む中小企業です。最近の業況はあまり芳しくなく赤字経営が続いています。そこで、将来の成長に向けて生産性の向上が必要と判断し、機械等の導入を検討しています。

昨年施行された「中小企業等経営強化法」では赤字企業でも支援が受けられると聞きましたので、この法律について詳しく教えてください。

A

平成 28 年 7 月に「中小企業等経営強化法」が施行されました。本法施行の背景には人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業・小規模事業者、中堅企業（以下、「中小企業・小規模事業者等」）を取り巻く厳しい事業環境があります。そこで、将来の成長・発展のための経営力強化（稼ぐ力の強化）を図るため、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援することが必要となっています。

同法では、中小企業・小規模事業者等が、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣に申請し、認定されることにより固定資産税の軽減措置や各種金融支援が受けられます。

I 各種支援内容について

1. 固定資産税の軽減措置

- 中小企業者が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合、3年間、固定資産税が1/2に軽減されます。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税であり、赤字企業にも大きな減税効果が期待できます。

<適用期間>

- ・適用期間：3年間（平成30年度末までの投資）

*平成28年7月1日以降に取得した資産が対象

<支援対象>

- ・中小企業者^(※1)が経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（新品）

（※1）資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

- ・生産性を高める機械装置が対象（160万円以上の機械および装置であること、生産性が年平均1%以上向上する設備（10年以内に販売開始）であることが要件）

<特例>

- ・固定資産税の課税標準が3年間1/2に軽減されます。

2. 固定資産税の軽減措置以外の支援措置

(1) 商工中金による低利融資

経営力向上計画^(※2)を策定した場合、商工中金独自の融資制度により、低利の融資が受けられます。

（※2）人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画。現状認識、目標、取組内容などを記載。

(2) 中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、経営力向上計画の実行（新事業活動に限る）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

保証限度額の別枠・保証枠の拡大		
	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円
新事業開拓保険 海外投資関係保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	

(3) 中小企業投資育成株式会社法の特例

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

(4-1) 日本政策金融公庫による低利融資

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資の借入について、低利融資を受けられます。

○設備資金について0.9%引き下げ

※基準金利：中小企業事業1.21%、国民事業1.71%(平成28年10月現在)

(4-2) 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店または海外現地法人が、日本政策金融公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、信用状を発行して、債務の保証を実施できます。

○保証限度額：1法人あたり最大4億5,000万円

○融資期間：1~5年

(5) 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円(保証割合：50%、保証料率：有担保0.3%、無担保0.4%)の債務の保証を受けられます。

(6) 食品流通構造改善機構による債務保証

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善機構による債務の保証を受けられます。

II 過去に取組まれた好事例

【サービス業】

売上、予約状況等の情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有。細やかな接客や業務の効率化による収益向上を実現した。

【製造業】

自動化された工作機械を導入しつつ、従業員の多能工化を促進し、一人で管理できる工作機械を増やし、収益力の向上を実現した。

申請にあたっての提出資料は2枚と事務負担が少なく簡単に行えるようになっています。また、黒字企業にしか効果がなかった従前の法人税等の減税措置と異なり、中小企業等経営強化法における固定資産税の減税は、赤字企業であっても受けられるのが特徴です。

なお、対象となる中小企業者等の範囲は支援内容によって異なりますので、中小企業庁HP等でご確認ください。

また、中小企業庁HPに、申請書作成にあたってのヒントとなる「経営力向上計画策定・活用の手引き」や「事業分野別指針」等が掲載されていますので参考にしてください。

(丸尾尚史)

【問い合わせ先】

中小企業庁 事業環境部 企画課
経営力向上計画相談窓口